

令和4年 第3回松田町議会定例会 会議録 (第4日目)

令和4年9月14日 午前9時00分 開議

1. 出席議員 12人

1 番	唐澤 一代	2 番	古谷 星工人	3 番	内田 晃
4 番	平野 由里子	5 番	田代 実	6 番	井上 栄一
7 番	南雲 まさ子	8 番	中野 博	9 番	飯田 一
10 番	齋藤 永	11 番	寺嶋 正	12 番	大館 秀孝

2. 欠席議員 なし

3. 説明のための出席者 14人

町 長	本山 博幸	副 町 長	田代 浩一
教 育 長	浄泉 和幸	会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	依田 貞彦
参事兼政策推進課長	鈴木 英幸	総 務 課 長	早野 政弘
税 務 課 長	山岸 裕子	町 民 課 長	川本 博孝
福 祉 課 長	椎野 晃一	子育て健康課長	石渡 由美子
観光経済課長	柳澤 一郎	参事兼まちづくり課長	高橋 英雄
環境上下水道課長	渋谷 好人	教 育 課 長	遠藤 洋一

4. 出席した議会事務局書記 2人

事 務 局 長	石井 友子	書 記	島 秀明
---------	-------	-----	------

5. 議事日程

日程第 1 議案第 38 号 工事契約の締結について (令和4年度松田町立松田小学校太陽光発電設備整備工事) (総務文教常任委員会報告)

- 日程第 2 認定第 1 号 令和 3 年度松田町一般会計歳入歳出決算の認定について（一般会計決算審査特別委員会報告）
- 日程第 3 議案第 31 号 松田町西平畑公園の管理に関する条例（産業厚生常任委員会報告）
- 日程第 4 議案第 32 号 松田町公園条例の一部を改正する条例（産業厚生常任委員会報告）
- 日程第 5 認定第 2 号 令和 3 年度松田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 認定第 3 号 令和 3 年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 認定第 4 号 令和 3 年度松田町上水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 日程第 8 認定第 5 号 令和 3 年度松田町寄簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 認定第 6 号 令和 3 年度松田町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 10 認定第 7 号 令和 3 年度松田町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 11 認定第 8 号 令和 3 年度松田町用地取得特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 12 認定第 9 号 令和 3 年度松田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 13 報告第 2 号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第 14 報告第 3 号 株式会社みやまの里の経営状況について
- 日程第 15 委員会の閉会中の継続審査申出書
- 日程第 16 議員派遣について

6. 議会の状況

議 長 皆さん、おはようございます。松田町議会定例会本会議第 4 日目を迎え、議員各位には定刻までに御参集頂き、大変御苦労さまです。

本日も引き続き新型コロナウイルス感染予防を継続します。傍聴席は10席とし、マスクの着用、くしゃみ、せき、発熱の方の傍聴の御遠慮、入室時の消毒

などをお願いしています。議員並びに町長以下職員もマスクの着用を許可しますが、発言の際は内容を明確にし、マイクを活用して発言してください。なお、クールビズ期間中であります。適宜上着の着脱をして結構です。

会議に先立ち、皆様に御確認をお願いいたします。皆様のお手元に書類を配付しておりますが、配付書類は当日配付書類一覧表のとおりであります。配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

配付漏れなしと認めます。

それでは、ただいまの出席議員は議員定数12名中12名です。よって、地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

(9時00分)

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議 長 日程第1「議案第38号工事契約の締結について（令和4年度松田町立松田小学校太陽光発電設備整備工事）（総務文教常任委員会報告）」を議題といたします。

本件については、総務文教常任委員会の審査報告を求めます。委員長 古谷星工人君。

総務文教常任委員長 それでは、総務文教常任委員会報告をいたします。令和4年9月8日、松田町議会議長 飯田一殿。総務文教常任委員会委員長 古谷星工人。

総務文教常任委員会報告書。本委員会は、9月8日に委員6名全員出席のもと、役場4階大会議室で委員会を開催し、令和4年第3回議会定例会において付託された「議案第38号工事契約の締結について（令和4年度松田町立松田小学校太陽光発電設備整備工事）」について、慎重に審査をいたしましたので、次のとおり報告します。

記。1、審査の結果。採決の結果、賛成全員で別紙のとおり可決すべきものと決定しました。

2、審査の内容。参事兼まちづくり課長、総務課長、教育委員会教育課長ほか関係職員出席のもと、詳細な説明を受け質疑を行い、慎重に審査しました。

審査の結果、本議案については適正な契約であると判断しました。なお、専門の技術者がいない工事請負契約については、適正な設計の金額とするために設計委託をされたい。

以上です。

議 長 総務文教常任委員会委員長の報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し採決を行います。議案第38号工事契約の締結について(令和4年度松田町立松田小学校太陽光発電設備整備工事)に対する委員長の報告は可決です。議案第38号工事契約の締結について(令和4年度松田町立松田小学校太陽光発電設備整備工事)について、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は委員会報告のとおり可決されました。

議 長 日程第2「認定第1号令和3年度松田町一般会計歳入歳出決算の認定について(一般会計決算審査特別委員会報告)」を議題といたします。

本件については、一般会計決算審査特別委員会の審査報告を求めます。委員長 中野博君。

一般会計決算審査

特別委員長

皆さん、おはようございます。それでは、朗読をもって報告に代えさせていただきます。

令和4年9月12日、松田町議会議長 飯田一殿。一般会計決算審査特別委員会委員長 中野博。

一般会計決算審査特別委員会報告書。本委員会は、9月12日に委員11名全員

出席のもとに、役場4階大会議室で委員会を開催し、令和4年第3回議会定例会において付託された「認定第1号令和3年度松田町一般会計歳入歳出決算の認定について」、慎重に審査いたしましたので、次のとおり報告をします。

記。1、審査の結果。採決の結果、賛成多数で認定すべきものと決定しました。

2、審査の内容。歳入については一括、歳出については各款を単位として、適切な執行がなされたかを中心に審査を行いました。なお、次のことについて留意されたい。

(1) 財政調整基金の運営については、今後の財政需要を十分把握し、的確な運用をされたい。

(2) 令和3年度の決算については、地方交付税等の増により恵まれた内容であるが、今後の国の財政状況も見据えて適正な財政運営を図られたい。

(3) 木質バイオマス利用促進事業は、持続的に自立した運営を行う必要があるため、補助金交付団体への指導、調整を図られたい。

以上です。

議 長 一般会計決算審査特別委員会委員長の報告が終わりました。議員全員による特別委員会のため、質疑を省略します。討論に入ります。

11番 寺 嶋 それでは、討論を行わせていただきます。令和4年9月14日。令和3年度松田町一般会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場から討論を行います。

歳入決算額は前年度対比2%増の71億5,270万円、歳出決算額は前年度対比0.1%減の66億2,679万円で、歳入歳出差引5億2,591万円の剰余金が生じ、繰越明許費のジビエ処理加工施設建設に要する経費及び農業委員会運営等に要する経費に係る翌年度へ繰り越す財源2,099万円を除いた実質収支額は5億491万円となりました。実質収支額が大きく出ており、予算単年度主義に鑑み、今後は積極的な事業執行を検討されたい。

歳入では、自主財源の主たる町税は15億6,730万円となり、依存財源の地方交付税は13億1,710万円、国庫支出金は17億8,210万円、町債は12億2,090万円となっています。

歳出では、性質別に見ると、人件費、扶助費、公債費を含めた義務的経費は22億3,718万円で、物件費、維持補修費、補助費等を含めた経常的な経費は36億9,960万円となっています。令和3年度末の地方債現在高は、前年度対比8億6,246万円増の55億6,976万円となり、結果として町税の不納欠損額は164万円、収入未済額は6,053万円もあり、収納向上対策が求められています。そして、経常的な経費の節減に努め、行政サービス低下にならないよう、町財政の身の丈に合った事業に取り組んでいかなければなりません。

普通建設事業では、松田小学校整備事業、飲料水兼用型耐震性貯水槽整備事業、道路新設改良整備事業、県西地域活性化プロジェクト推進事業などを実施しています。今後、新松田駅周辺整備事業が予定されており、扶助費や公債費の増加等で厳しい財政運営が予測されます。町民の暮らし、福祉の拡充に向けて財源確保を図り、町有地や空き地の有効活用などを検討することです。

決算の評価として、コロナウイルス感染症対策事業を行ったことは理解できますが、事業の未執行や不用額が多く見受けられるので、十分精査して適正な予算措置をすること。町営住宅の管理において、老朽化した空き家住宅は、防災上の観点から適時解体、整地し、適切な時期に草刈りなどを行い、住宅地の管理をしっかり行うこと。新松田駅南口駅前広場整備事業が滞っており、引き続き尽力すること。町消防団員は137名で、前年度から4名減です。消防団員定数は164名で、充足率は83.5%と低くなっており、増やすことなどを申し上げて、決算の反対討論とします。以上です。

議 長 ほかにございませんか。

3 番 内 田 令和3年度一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場から討論を行います。

一般会計の執行率は93.8%で、健全な財政運営がなされていると評価いたします。

歳入においては、法人町民税の増額から前年度対比0.2%、334万9,000円増となっており、また、地方交付税も普通交付税の追加交付により、前年度比30.8%の増となっております。今後は、新松田駅前整備や足柄上地区資源循環

処理施設整備等、大規模な事業を控えた中、財政需要を踏まえ、適切な運用を求めます。

歳出では、まだまだコロナ感染に予断を許さない中、松田町も1,100人を超える感染者が出てしまいました。幸い感染者皆様軽症とのことですが、さらなる予防対策を行っていただきたいと思います。また、高齢化が進む中、75歳以上の高齢者支援として、買物・通院等の移動手段としてタクシー券の交付を行っておりますが、令和3年度は829名の方が申請しておられます。松田町には大型スーパー等の商業施設がないのが残念なことです。この初乗り料金の助成は大変喜ばれております。また、交付金を活用した子育て事業も、小さな町ながら充実していると思います。

また、大きな事業として、令和元年度より進めてまいりました松田小学校がついに完成いたしました。全国でも珍しい木材をふんだんに使った校舎は、温かみのあるすばらしい校舎に生まれ変わりました。また、同時に敷地内に飲料水兼用耐震性貯水槽も設置し、災害時の避難場所としての機能を保つことが可能となりました。現在、グラウンド整備を行っており、来年春には完成する予定です。

これらを含め、健全な予算の執行がなされたと考えますので、議員の皆様におかれましても、御賛同いただけますよう、よろしくお願いいたします。終わり。

議 長 ほかにはございませんか。

ないようですので、討論を打ち切って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を打ち切り、採決を行います。認定第1号令和3年度松田町一般会計歳入歳出決算の認定について、委員会報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立多数であります。よって、本案は委員会報告のとおり認定されました。

議 長 日程第3「議案第31号松田町西平畑公園の管理に関する条例（産業厚生常任委員会報告）」を議題といたします。

本件については、産業厚生常任委員会の審査報告を求めます。委員長 南雲

まさ子君。

産業厚生常任委員長

皆様、おはようございます。令和4年9月13日、松田町議会議長 飯田一殿。

産業厚生常任委員会委員長 南雲まさ子。

産業厚生常任委員会報告書。本委員会は、9月9日、13日に委員6名全員出席のもとに、役場4階大会議室で委員会を開催し、令和4年第3回議会定例会において付託された「議案第31号松田町西平畑公園の管理に関する条例」について、慎重に審査しましたので、次のとおり報告します。

記。1、審査の結果。採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

2、審査の内容。観光経済課長及び担当職員出席のもと、条例について、本則を条ごとに附則及び別表までの趣旨等の説明を受け、これまでの収支や利用実績の確認、近隣市町の料金の比較等について慎重に審査しました。

審査の結果、当該条例は適切なものであると判断しました。なお、今後の管理運営について、次の項目について強く申入れをします。

(1) 入園料500円についてはあくまでも上限であって、現行料金から値上げするときは慎重に検討されたい。なお、町民は常に入園料免除、催事の開催期間以外は町外の方も入園料免除であることを周知すること。

(2) 特にこどもの館、自然館については、条例第2条（施設及びその目的）の目的に合った運営をされたい。

(3) 駐車場（普通自動車以上）の使用料については、近隣の料金設定等を調査研究し、多様な車両に対応できるよう検討されたい。

以上です。

議

長

産業厚生常任委員会委員長の報告が終わりました。これより質疑に入ります。

5 番 田

代

産業厚生の皆様、2日間にわたり熱心な審査、御苦労さまでした。

委員会に付託される前に、この条例が提案されたときに、私、お願いしたと思います。1つについては、第3条関係の入園料、それと第4条関係の駐車料金ですか、この2つについて十分審査していただきたいと。特に入園料、500円になっています。これについては、それなりの理由があれば致し方ないけれ

ども、理由がなければ300円でよろしいのではないかと。2年前に500円の条例を提案したときに否決されてます。そういった経緯もあります。300円というのは、これは当時審議したときに、その桜まつりにかかる費用、その実費負担、そういったことで300円で行けるだろうということでした。それが500円としたのはどのような理由で500円になったのか、それが1点目です。

次に駐車場です。別表第2で駐車料、普通自動車以上となっています。規則では普通自動車と大型自動車になっています。実際にマイクロバスとかそういったものが何台か止まっているのを拝見しています。ですから、ここはやはり収入を確保するために大型自動車、これも入れて、普通自動車と大型自動車を分けて、普通自動車が1,000円だったら大型自動車は2,000円とか、1,500円とか、私はするべきだと感じておりました。あと、それ以外にもオートバイですね、自動二輪、原付、この関係についても、実際に止まってるんですけども、無料で止まっています。これについては、やはり指定管理者に管理を委託して収入源とするために、運用上はちょっと難しい面もありますけれども、条例だけに記載して、あと運用面で事情があれば取りあえず徴収できなくても仕方がないのかなと私は考えています。

そのようなことから、この入園料、駐車場の料金、これが申入れだけで終わっています。修正議決をどうしてされなかったのかというふうに感じますので、この件についてお答えください。

7 番 南 雲 この件については、再三いろんな角度からの資料も提出していただきました。それで、最終的に、収入としてハーブ館の収入と、駐車場の使用料と、ふるさと鉄道を、ほかのものを歳入として見込みます。そして歳出として、西平畑公園の管理費、ハーブガーデン管理費、これは今までガーデンボランティアさんがずっと長い間ボランティアさんとして庭の手入れをしていただいていたけれども、やはりお支払いするべきと、計算するべきだということで入れていただき、子どもの館管理運営費、それから自然館管理運営費を歳出として全体の収支を出し、それにさらにイベント経費として観光協会のほうにお支払いしている部分をさらにそこから引いて、それを、来園者数を過去の、30年度の過

去にいらした方の人数で割ったものが422円という数字でした。そういうことで、これには職員の人件費も入っていませんので、妥当なシミュレーションを頂けたと思っています。

それから、2点目なんですけれども、これに関しても近隣の市町の状況の資料が提示され、その中でいろいろマイクロバスやバイクの徴収があるところやないところ、いろいろでした。町としては、不公平感を考えた場合、対応すべきと考えていらっしゃいます。でも不安要素があり、これからバイクの台数を増やすとか、そういったことも、また機械の対応としてセンサーも可能だということまでは分かっているけれども、どのようにしていったらいいかという不安要素もあり、前向きに検討していく考えであるとのことでした。以上です。

5 番 田 代 入園料、500円、平成30年ベースの決算で積算したと。私ども、当時2年前に産業厚生常任委員会でした。そのときも30年ベースでした。450円ほどかかるというお話だったんですけれども、捉え方が違っているのではないかというふうに感じます。当時は300円でできた。同じ年度です。その辺は、そのときの資料で若干違うかもしれませんが、その辺は大いに疑問に思います。

それと、先ほどもお話ししたように、取る、取らないは別にして、取りあえず条例上は稼げるために大型自動車を普通自動車、区分を別にして、料金も大型自動車はそれだけ駐車スペースを取りますから高くする。自動二輪、原付も運用上ちょっと取りにくい面もありますけれども、取りあえず条例ではこの中に入れ込んで、いつでもお金を取れるようにするという姿勢が私は必要だと思います。回答は結構です。終わります。

議 長 ほかにございますか。

6 番 井 上 この委員会報告の中でですね、ちょっと不明な点がありますので、それらの数字をお聞かせいただきたいと思います。これまでの収支というふうに入ってまして、これは収入と支出だと思うんですけれども、これまでというは何年、数年間だと思いますが、それらの収入、支出と利用実績が分かりましたらお願いを、当然説明をね、委員会審議の中で担当課から説明を受けているということとでこういうふうな記載があると思いますので、その数値をお願いをしたい。

併せて、その次に近隣市町の料金の比較。これもですね、単に、やはり公園施設ということで、近隣がどういうふうな形になっているのかということで、審議の中に入られたと思いますが、収支と利用実績、料金、いつからの、何年度、何年度の収支なのか、その点についてお願いをいたします。

7 番 南 雲 井上議員のおっしゃったのは、歳入と歳出を過去の、過去からずっと1年ごとにとということによろしいでしょうか。

6 番 井 上 いや、いつまでというか、この委員会の中でこれのですね、数字について担当課からの説明を受けたわけですね。その数字を説明していただければ結構です。

7 番 南 雲 ベースとなる30年度が、コロナの影響のない、直営でフルに稼働していたということで30年度を基にしましたけれども、令和1年度、令和2年度、令和3年度の決算も資料として頂きましたけれども、その数字を申し上げるということで。（「はい」の声あり）

まず、令和1年度が、歳入が3,094万612円。（「平成30から」の声あり）平成30が、歳入が3,688万2,007円。令和1年が3,094万円。令和2年、1,137万円。令和3年、決算見込みとなります。4,945万円。平成30年度、歳出決算、5,522万円。令和元年、4,856万円。令和2年、2,323万円。令和3年、決算見込みとして3,804万円です。そうしまして、歳入歳出、歳入から歳出した全体の収支は、平成30年度決算がマイナス1,834万円。令和元年決算、マイナス1,762万円。令和2年決算、1,186万円。令和3年決算見込みとして1,141万円。以上でございます。（「イベント経費は入れないの」の声あり）ごめんなさい、イベント経費として、平成30年度が…（私語あり）失礼しました。

6 番 井 上 やっぱりイベント経費というのは、当然私は支出の中に入ってるというふうに理解してるんですけども、それは別掲ということですか。

7 番 南 雲 すみません、資料が別に計算されるようになっていまして、平成30年が525万円。

6 番 井 上 すみません、委員長、報告の途中で申し訳ないんですけども、イベント経費というのは何なのかですね。当然収支を出してもらおうというのは、当然その中に

入ってしかるべきものなんですよ。どういうもので、何で別掲でですね、そのイベント経費を実際のそういう歳出なり歳出見込みのところから別立てをするのか、そこら辺の説明も併せてお願いします。

7 番 南 雲 このイベント経費は観光振興費から出されていて、桜とかイルミネーションのときにかかったイベント経費として観光協会のほうにお渡ししている経費です。

議 長 よろしいですか。

6 番 井 上 もっと分かりやすく、例えば今、3年度の決算書がなくても…けれども、イベント経費が143ページ辺りに…経費のイベント経費で、何で別掲にするのかを。

それはですね、実際に公園の運営とは別の経費だというふうに思うんですよ。今ですね、数字を頂いた中で、例えばそれをやることによって、それが公園の入園料にね、どういうふうに関わるかは、ちょっと別の問題であるんじゃないかなというふうには思いますが、取りあえず先ほどの収入、支出がですね、管理に要する経費の合計及びそれに係る収入ということで理解をしますが、それだとまずいんですか。

7 番 南 雲 この収入支出全体の中からさらに観光協会に支出される金額を差し引いて、全体の収支として見た計算ということで御理解頂けたらと思いますけれども。

議 長 よろしいですか。ほかにはございますか。（「いやいや。」の声あり）駐車場か。駐車場は。（「近隣。」の声あり）近隣か。（「利用実績と近隣の。」の声あり）

7 番 南 雲 利用実績としては頂いておりません、資料、すみません。近隣の利用実績って駐車場ですよ。

6 番 井 上 もしあれだったら、ちょっと暫時休憩してもらって、もう一回調整してもらったほうがいいんじゃないですか。（私語あり）

4 番 平 野 近隣の…（「違う、違う、利用実績。」の声あり）違う、違う、近隣の料金のじゃなくて。（「そこの前に利用実績を確認したと書いてあるでしょう。」の声あり）これまでの収支や利用実績でしょう。これは町なのでしょう。近隣の

というのは、料金施策、頂いた資料。（「いやいや、利用実績と近隣の利用実績を示してくださいと。」の声あり）利用実績というのは、（「平成30から言われたので、平成30の利用実績は何人でしょうか。」の声あり）利用実績に関しては、30年ですかね。令和3年か。ごめんなさい、令和3年の桜まつりが、有料の方が7万8,914人。（「それは令和3年でしょう。」の声あり）はい。有料の令和3年の桜まつり、7万8,914人。来園の総数、年間は完全なカウントをしていないとのことですが、およそ10万人。平均で、桜まつり期間中に約8割がいらしているという説明を受けました。ちなみに、きらきらのほうは1万4,000人とのことでした。

すみません、近隣のことに关しましては、駐車場の料金比較と、あとここは1か所だけだったんですが、利用料の表を頂きました。それによると利用料は、平塚の花菜ガーデンというのかな、花菜ガーデンは、レギュラーシーズン、ピークシーズン、スローシーズンという非常に細かい設定がされておりまして、また、年齢区分もシニア、65歳以上と、大人、20歳から64まで、そして中人という高校生・学生・20歳未満という枠がありまして、さらに小・中学生という、年齢は4区分になっております。そして、レギュラーシーズンの大人、20から64、この一番多そうなところ、レギュラーシーズンでは550円、そしてピークシーズンは5月らしいんですが、バラがある、900円。スローシーズンは1月だけなんですけど、200円というような差額になっております。また、年間パスポート2,400円があったりします。

そして、駐車場に関しては、かなりたくさんのところを見せていただきましたが、全部言ったほうがいいですか、いいですか。何か所か見させていただいて、バイクという枠があるところが実は少ないということが分かり、横須賀市のソレイユの丘、バイクは1回当たり400円。愛川町のあいかわ公園が二輪車、平日は無料、土・日、祝日、ゴールデンウィーク、夏休み、春休み、100円というようなことが分かりました。

6 番 井 上 委員会報告書のですね、内容についてはある程度理解をできました。先ほどのですね、料金の関係ですけれども、ここに書いてあります500円を上限であ

って、料金から値上げするときは慎重に検討されたいというのは、この部分というのは、もう執行者の権限の部分なんですよね。議会のほうでこの条例、500円でいいと認めちゃうのは、500円が適正であるというふうに委員会で判断をしたということになってしまいます。でですね、再度その500円について、委員会の中ではどういう議論があって500円が適正と認めたのかということについての説明を頂きたいと思います。

もう1点ですね、様々な公園がありますけれども、例えば東京都ですね、恩賜公園等はですね、例えばもう150円というふうなね、金額の設定で、これは何かというと、やはり公園を利用する方の受益者負担の部分の問題だというふうに私は考えます。受益者負担ということで、どの程度が適正かということですね、10%から20%。例えば先ほど平成30から令和3年度の見込みまで、1,800万円から1,141万円というふうな部分がマイナス部分になっているということであればですね、それらの10%から20%程度が適正ではないのかなというふうに私は考えます。それをですね、もう例えばこの1,840万円、1,834万円とか1,100万円、もう全部補填をするためにこの500円を適当と考えた理由。本来の、町民は除くというふうに言っていますが、公園というのはですね、様々な人、どんな人でも利用できるようにするべき施設であるというふうに考えます。そういった中において、受益者負担の考え方について委員会で議論をされたのか。その2点をお伺いいたします。

7 番 南 雲 500円ということで、上限500円ということで、500円いきなりという考えではないことを前提に私たちは委員会で議論させていただきました。それから、一応総合計画の中に指定管理ということ掲げてあるということで、指定管理に向けてのこの入園料がある程度こういう計算をさせていただいた中で、その指定管理も頭の片隅に置きながら、こういった部分で本当に、この受益者負担が10%から20%という議論は出ませんでしたけれども、近隣のところ、吉田邸とかも駐車料を別に500円とか取っているということ…ごめんなさい、これは出ませんでしたので言っちゃいけないんですけども、恩賜公園というのは、特に私が見た中では安いほうだなというふう感じてます。本当にそういった意

味で、皆さんの中では、500円に関してはいろいろ意見が出ましたけれども、町民の方とかは、もう500円以上にしてもいいっていうような御意見もあったという中で、やはりこういった計算をさせていただいた中で500円というふうに決めたというふうに。（私語あり）

6 番 井 上 いや、委員会の中でね、そういうことを審議されたという話をやはり委員長としてはね、説明をしていただかないといけないと思うんですよ。委員長の思いとかではなくね、例えばその、町民の声というのは、そういうふうな、例えばその参考人とかをお呼びして町民の声を委員会の中で聞かれたのであればその話として分かりますけれども、一般的なね、考え方なのか、その辺はよく分かりませんが。ただ、一番言いたいのはね、公園なので、様々な人がある程度自由に利用できる施設であり、多少は公園の入園料を取る際ですね、例えば入園料を取るとか、管理をするとか、そういった部分でその入園する人が受益者となる部分の負担としては、先ほど言ったように公園では10%から20%ではないのかなということで、では、それらに対する議論は出なかったということでは、よろしいということでしょうか。

4 番 平 野 受益者負担が、井上議員がおっしゃる10%というのは、赤字の10%という意味ですか。（「そうです。」の声あり）そうですね。そういうふうな方向の議論の仕方はちょっとしなかったんですけども、これまでの収支を見ていて、ちょっと令和元年以降、コロナも始まって特殊なケースがちょっと出てきてしまったので、なかなかその3年間、難しいんですが、平成30年度、それが無い時期をベースに考えて収支マイナスであること。また、令和3年度はコロナ禍であったけれども、一応入園料が認められたと、300円認められたという中で、公園の収支は何とか黒ではあるけれども、やはりこのイベント経費、先ほど混ぜるべきではないとおっしゃったんですが、やはりイベントに対して町から出している補助金などを、そこを入れてしまうと、やはり全体収支はどうしても赤になってしまうというところもあり、そして、あと先ほど井上議員が公園なのである程度自由に出入りすることがやはり重要だとおっしゃったんですが、その点は私たちも確認しまして、もちろん町民は無料というのは、これは催事

のときでも無料という意味なんですが、催事以外は町民じゃない方も無料、免除ということは再三確認いたしました。本当に催事のときだけ町外の方から入園料を取るんだなということを確認いたしました。なので、町民の負担はないと。そして、これまでその赤字を埋めていた、町税で埋めていたことになりまますので、そういうことを考えれば、そこをカバーすべく観光客の方から入園料を十分に徴収するということは、税金負担をむしろ軽くするので、町民サービスはその分、上がるのではないかとというような議論をいたしました。

6 番 井 上 終わります。

議 長 ほかにございますか。

10番 齋 藤 今のとちょっと関連しますけれども、4番議員がおっしゃられた催事のこと、これは桜まつりとかイルミネーション、この2つというぐらいの限定でよろしいんですか。

4 番 平 野 実績は、今は、桜まつりときらきらイルミネーションしか今のところはない、もちろん例に上がったのは実績でしかないのそこしかないんですが、今後、考えていく上では、有料化をしてもいいのではないかとというような催しがあった場合には、そこは有料にできるのではないかと議論をいたしました。例えば、今、この夏実験的に開催されていた山の上でのプール遊びなどは、もう本当に行列ができておりましたし、その分、水道料なども使っておりますので、そこは取れるイベントではないとか、その辺りは、企画をされたときに、これは有料にふさわしいのかどうかという判断をしていただく。そしてそこは町へちゃんと、もし指定管理になったとしても町にちゃんと許可を頂くということを確認しました。

10番 齋 藤 分かりました。ただ、私は、これの最初のときの議案が提出されたときに、指定管理者を先ほど委員長も念頭に置いてというお話もありましたとおりに、指定管理者にいった場合、ここの指定管理者がやっぱりビジネスですのでお金を稼がなきゃいけない部分、そういったイベントを幾つかやらなきゃいけない、そのたびにお金を徴収していく。その辺で、この13条の3項に指定管理者ができる、次に掲げる業務とするということで4点ほど書いてありますけれども、

ここにはその特別なイベントをするというのをどこで読み取っていくものという事は…ですかね。13条です。13条の3項です。これでどこで特別なイベントを組んでやっていいのかという部分が出てくるのかという。指定業者は次に掲げる業務とするって限定してるじゃないですか。

4 番 平 野 今、齋藤議員がおっしゃった13条の3項の部分は、これは通常の管理業務、維持業務の範囲ではないかと思います。(2)のことをおっしゃってるんですよ。これは、利用の許可というのは、もし指定管理になってない場合は、これは町が許可をするやつです。それをもし管理代行になった場合には、指定管理者がここ、これも代行しよう、しますねという確認の条項だと思います。

10番 齋 藤 指定管理者が、要はここで利益を出さなきゃいけない部分って、これだけじゃどうなのかなという問題は、お聞きになったかどうかということを確認したかったんですよ。あと、その14条のところですね、利用料金を指定管理者の収入とするという言葉、例えばこのイベントをやっていたのは催事、桜まつり、イルミネーション、観光協会が特別な実行委員会か何かをつくられてやって収入を得たと思うんですけど、この条項ですと、これは指定管理者をどこかにやってしまったら、観光協会にお金が入らないという見方になるんですよ。そこを、公園の利用、指定、公園等の利用料金を指定管理者の収入として收受させることができることとすると書いてある。要はこういうことで稼げということじゃないんですかね。その辺はどのように理解されたのか、お願いします。

4 番 平 野 これは、例えばドッグランのことを考えてみても、ドッグランの中でイベントをされた、例えば何か犬の何かをやったときの収入は、その指定管理者に行くと思うんですが、同じように考えております。

6 番 井 上 今ここでですね、個人的なこの条例に対する判断を聞いているのではなく、委員会の中でそういうことが審議されたかどうか、どういうふうに審議されたかどうかを10番議員は聞いていると思うんですね。議長のほうで、例えばそれがなかった、そういうことを委員会の中で出ていないのであれば、それについての説明はですね、ここでされちゃうのは、個人的な判断だけのこの条例解釈の説明をされるにすぎないと思いますので、その辺、ちょっと議長のほうで調

整をしていただきたいと思います。

4 番 平 野 すみません、それでは、齋藤議員が今おっしゃった13条の3項、それから14条の第1項は、議論はいたしませんでした。

10番 齋 藤 分かりました。

議 長 ほかにございますか。

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。質疑を打ち切り、討論に入ります。

1 番 唐 澤 議案第31号松田町公園条例を改正する条例に対する委員会報告書に関して、反対の立場で討論いたします。

新規条例への改正について幾つかの懸念点がございしますが、特に危惧する点は以下になります。

1、第3条にある入園料の積算根拠やシミュレーションの正確なデータ、議論等が不十分であるため、見直しが必要なこと。

2、別表第2、第4条関係にある駐車場料金が多様な車種に対応されていないこと。

3、執行側は、現在国からの補助金も得ながら西平畑公園を拠点としたグランピング等の実証実験中であり、様々な検証結果とともに条例改正を検討する必要があること。

私は、西平畑公園の審議等には3年しか携わっておりませんが、ここは公園でありながら、すばらしい伝統や文化、教育等も展開されてきたこと、多くのボランティア活動や善意でも成り立っていた歴史があることを認識しています。併せて、町内を含む全国各地や海外の方々にもお聞きしてみたところ、日本は遠いけれど、自然やおもてなしの心が詰まった西平畑公園にぜひ行ってみたいというリスペクトする声が多く集まりました。

時代が変化し、多くの改革や開発が進んでいく中であっても、この西平畑公園だけは、これからもたくさんの草花等で埋め尽くされ、自然の豊かさから学べる教育や文化のすばらしさをお伝えし、存在価値を放ち続けてほしい。あく

までこれは個人的な考えですが、ウクライナ侵攻やコロナ禍等の世界情勢、社会情勢を鑑みると、一度交付税等の推移も踏まえた西平畑公園全体に係る収支を明確にし、入園料の上限について、引き上げることも視野に入れることや、これまでの善意を無駄にせず、本来の目的やよさを生かしながら継承されていくためにも、決算の指摘事項にあります役場職員の増員を図り、組織体制の構築や町内業者、団体等との連携強化を優先的に努めていただきたいと思います。今までたくさんの作業に追われ、取り組んで来られた町長や職員の皆様には大変心苦しく申し訳ない気持ちもございますが、どうか再考をお願いいたします。

議員の皆様におかれましても、御賛同いただけますと幸いです。何とぞよろしく願い申し上げます。

議 長 ほかにございますか。

4 番 平 野 皆様、こんにちは。議案第31号松田町西平畑公園の管理に関する条例に賛成の立場から討論いたします。

新規に提案されたこの条例は、これまでの子どもの館、自然館、ハーブガーデン、それぞれの設置及び管理に関する条例を分かりやすく集約したものです。これは2年前の我々の議論のほうから一本化してほしいとお願いがありました。これまでのそれぞれの施設のよさが損なわれないように、それぞれの条例に書かれていた目的をしっかりと明記されております。その上で、これまで松田町公園条例に規定されていた入園料や各種使用料を、この新規条例において設定しております。入園料については、従来桜まつりに限っておりましたが、桜まつり以外の催事でも適用されると変更されました。町民及び町内在勤の者は無料、催事以外のときは町外の方も無料というのは、変更はありません。つまり、何もイベントが開催されていないふだんの静かな公園は、これまでどおりどなたが行っても無料です。

大きな変更は、これまで18歳以上300円が上限とされておりましたが、500円が上限となることです。これはあくまでも上限規定です。金額については、西平畑公園の桜まつりを含む年間収支が町の直営となってから徐々に会館日を少なくしましたが、それでも2,300万から1,500万の赤字となり、令和3年度に30

0円の入園料は認められましたが、それでも先ほどのようにイベントの経費まで含めれば、1,200万円の赤字が解消していないということで、これは仕方がないかなと判断をいたしました。催事での来園者の負担が増えることにはなりますが、先述のとおり、町民は無料です。つまり、千万単位の赤字を毎年町民の税金で埋めている現状を、町民に負担がかからない方法で改善しようとしている。財政規模も大きくない我が町にとって、千万単位の税金補填は決して楽なことではありません。それだけ他の住民サービスは抑えられているということになります。

私は現在、金・土・日しかオープンしていない、だんだん減ってしまってオープン日が減ってしまったという現状を、負のスパイラルの象徴と感じています。これを好転するための一歩がこの新規条例であり、私は賛成いたします。ほかの議員の皆様も、ぜひ御賛同頂けるようお願いいたします。

議 長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、討論を打ち切って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を打ち切り、採決を行います。議案第31号松田町西平畑公園の管理に関する条例に対する委員長の報告は可決です。議案第31号松田町西平畑公園の管理に関する条例について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

起立少数であります。よって、議案第31号松田町西平畑公園の管理に関する条例は否決されました。

次に、原案について採決を行います。議案第31号松田町西平畑公園の管理に関する条例について、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(私語あり) じゃあ、暫時休憩します。再開は10時25分とします。議員の方は全員協議会のほうへちょっとお集まりください。 (10時07分)

議 長 それでは、休憩を解いて再開いたします。 (10時25分)

日程第4「議案第32号松田町公園条例の一部を改正する条例(産業厚生常任

委員会報告)」を議題といたします。

本件については、産業厚生常任委員会の審査報告を求めます。委員長 南雲まさ子君。

産業厚生常任委員長 令和4年9月13日、松田町議会議長 飯田一殿。産業厚生常任委員会委員長 南雲まさ子。

産業厚生常任委員会報告書。本委員会は、9月13日に委員6名全員出席のもとに、役場4階大会議室で委員会を開催し、令和4年第3回議会定例会において付託された議案第32号松田町公園条例の一部を改正する条例について、慎重に審査しましたので、次のとおり報告します。

記。1、審査の結果。採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

2、審査の内容。観光経済課長及び担当職員出席のもと、詳細な説明を受け、質疑を行い、慎重に審査しました。審査の結果、本条例の一部改正については適切なものであると判断しました。以上。

議長 産業厚生常任委員会委員長の報告が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第32号松田町公園条例の一部を改正する条例に対する委員長の報告は可決です。議案第32号松田町公園条例の一部を改正する条例について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

起立少数であります。よって、本案は否決されました。

議 長 日程第5「認定第2号令和3年度松田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題とします。

担当課長の細部説明を求めます。

町 民 課 長 それでは説明させていただきます。国保被保険者は令和3年度末で人口の4分の1弱の2,422人となっております。さらに国保加入者の約5割が65歳以上という状況でございます。平成30年4月からは国保制度改革が行われ、都道府県が財政運営の責任主体として参入しているところでございます。

令和3年度の決算でございますが、218ページ、実質収支に関する調書を御覧ください。1、歳入総額12億4,089万4,234円、2、歳出総額11億8,124万2,153円、3、歳入歳出差引額は5,965万2,081円で、同額が実質収支額となっております。この実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額を5,000万円といたしました。

それでは、歳入歳出決算事項別明細書により説明させていただきます。220、221ページを御覧ください。歳入でございます。款の1、国民健康保険税、予算現額2億4,204万5,000円、収入済額2億5,874万4,619円、不納欠損額は151万3,000円、収入未済額は2,614万8,820円となっております。国保税の収納率につきましては、現年度分が97.52%で、前年度比較0.87ポイントの増加、滞納繰越分が35.24%で、前年度比較3.21ポイントの増加となり、全体では90.34%で2.33ポイントの増加となりました。

差押えにつきましては、23件、567万9,068円で、内訳としまして、給与3件、生命保険2件、預貯金14件、不動産1件、年金2件、家賃1件となっております。不納欠損の内訳ですが、5年経過した消滅時効によるものが21件、18人、生活保護などの理由により執行停止して3年経過したものが9件、5人、計30件、23人となっております。なお、参考といたしまして、令和4年4月から8月末までの滞納繰越分の収納状況につきましては、299万8,137円を収納しております。今後も引き続き収納率の向上に努めてまいります。

款の2、使用料及び手数料につきましては、保険税督促手数料でございます。次の222、223ページを御覧ください。款の3、県支出金につきましては、制

度改革により神奈川県から保険給付費等に充てるものとして交付を受けております。予算現額 9 億 2,597 万 8,000 円、収入済額 8 億 6,893 万 8,442 円、普通交付金が主に保険給付費に充てられ、特別交付金は保険者努力支援分、特別調整交付金分、都道府県繰入金分、特定健診等負担金分となります。

款の 4、財産収入につきましては、財政調整基金積立金利子でございます。

款の 5、繰入金につきましては、予算現額 1 億 1,410 万円、収入済額 1 億 304 万 3,683 円。繰入金には国・県の国民健康保険基盤安定制度負担金 4,691 万 6,496 円が充当されております。節の 1 から 4 までは、法定繰出金基準に基づき一般会計から繰り入れた交付税措置された法定分が 9,304 万 3,683 円でございます。節の 1、保険基盤安定繰入金は、低所得者の保険税を公費で補填する制度で、保険税軽減分として県 4 分の 3、町 4 分の 1、保険者支援分として国 2 分の 1、県 4 分の 1 を一旦一般会計で受け入れ、町の負担分 4 分の 1 と合わせて繰り入れるものでございます。節の 2、職員給与費等繰入金は、職員 3 名分の給与費と事務費分でございます。節の 3、出産一時金繰入金は、支出の出産育児一時金の 3 分の 2 が繰入れされるものですが、令和 3 年度は該当がありませんでした。節の 4、財政安定化支援事業繰入金ですが、国保財政の安定化を図るため交付され、一旦一般会計で受入れをして国保会計に繰り入れるものでございます。節の 5、その他一般会計繰入金は、国保会計の不足分を一般会計から補う法定繰入分で、予算現額 500 万円でございますが、収支が黒字となったため、繰入れはしておりません。

項の 2、基金繰入金、目の 1、財政調整基金繰入金は、支出でも説明いたしますが、平成 28 年度に神奈川県より借り入れた保険財政自立支援事業資金に対する公債費元利償還金に充てるために 1,000 万円を繰り入れたものでございます。

224、225 ページを御覧ください。款の 6、繰越金、令和 2 年度からの繰越金は収入済額 747 万 7,468 円でございます。

款の 7、諸収入、収入済額 211 万 8,122 円。主なものは、項の 1、延滞金、加算金及び過料の保険税の延滞金でございます。

項の 3、雑入は、第三者行為による納付金 1 件と、次の 226、227 ページを御覧ください。保険事業費の令和 2 年度分精算金でございます。

款の 8、国庫支出金につきましては、収入済額 23 万 5,000 円で、災害等臨時特例補助金は、新型コロナウイルスの影響で収入が減った方に対する保険税の減免に係る補填分です。災害等臨時特例給付金が 10 分 6、県補助金の保険給付費等交付金、特別交付金が 10 分の 4 で、合わせて減免した金額が全額が補填されます。実績は、減免件数 3 件、減免額 39 万 2,300 円でございます。

最下段、歳入合計欄を御覧ください。収入済額 12 億 4,089 万 4,234 円でございます。

次に、228、229 ページを御覧ください。歳出でございます。款の 1、総務費、予算現額 3,105 万 5,000 円、支出済額 2,656 万 1,757 円、不用額 449 万 3,243 円の主なものは、職員給与費などでございます。支出の主なものは、備考欄の 01、職員給与費では、職員 3 名分の人件費、02、一般管理費では、被保険者証の発行に係る郵送料などの一般的な事務経費、国保連合会に関する団体負担金、レセプト事務員等会計年度任用職員 2 名分の報酬でございます。

次の 230、231 ページを御覧ください。項の 2、徴税费では、納税通知書等を発送するための通信運搬費や、収納対策員として会計年度任用職員 1 名分の報酬などがございます。

項の 3、運営協議会費は、国保運営協議会委員 6 名分の報酬でございます。

款の 2、保険給付費、予算現額 8 億 9,296 万 2,000 円、収入済額 8 億 2,845 万 7,708 円、不用額 6,450 万 4,292 円の主なものは、一般被保険者療養給付費と一般被保険者高額療養費でございます。前年度比較、約 2.6% の増となっており、被保険者数の減少や新型コロナの影響により受診控えはありと推測されますが、医療給付費は元年度、2 年度と連続して減少したものが増加傾向に変わっております。コロナ前の平成 30 年度よりは低いものの、被保険者の高齢化が進んでいることや、医療技術の高度化により依然として高額なところで推移しており、被保険者 1 人当たりの医療給付費は 39 万 7,822 円となっております。

232、233 ページを御覧ください。項の 2、高額療養費、支出済額 1 億 543 万 6

41円、前年度比較約2.8%の減となっております。医療給付費と同様に、依然と高額で推移しております。

項の4、出産育児諸費の出産育児一時金につきましては、令和3年度は該当がありませんでした。町全体の出生数は、令和2年度58人でしたが、令和3年度は37人と減少し、その中に国保の方はおりませんでした。

項の5、葬祭費につきましては、次の234、235ページをお開きください。葬祭費として1件5万円、18件分でございます。

款の3、国民健康保険事業費納付金は、平成30年度の国保制度改革で設けられたものでございます。予算現額2億9,863万7,000円、支出済額2億9,863万5,540円となっております。

項の1、医療給付費分及び項の2、後期高齢者支援金等分は一般被保険者、退職被保険者等に分けられており、項の3、介護給付費分につきましては国民健康保険に加入している40歳以上65歳未満の加入者から徴収したもので、おのの神奈川県により決定された金額を納付しております。

款の4、共同事業拠出金につきましては、次の236、237ページを御覧ください。一般被保険者から退職被保険者等に移行する方のリスト作成に係る国保連合会への拠出金でございます。

款の5、保健事業費につきましては、予算現額1,735万2,000円、支出済額1,522万4,022円。

項の1、保健事業費、目の1、保健普及費では、人間ドック補助金を1件2万円で、受診者76名分の支払いと、管理栄養士として会計年度任用職員1名分の報酬などがございます。

目の2、国保ヘルスアップ事業としましては、支出済額537万8,084円、平成30年度から本格した保険者努力支援制度に係る事業として実施したものでございます。説明欄を御覧ください。平成30年度からのデータヘルス計画に基づき、被保険者の健康維持・増進のための事業として、0101、糖尿病性腎症重症化予防事業、0102、地域包括ケアシステム推進事業、0103、特定健診未受診者対策事業、0104、早期介入保健指導事業を実施いたしました。これらの事業に従事

する保健師や健康教育の講師等に係る報酬費、委託料などを支出しております。

項の2、目の1、特定健康診査等事業費は、特定健康診査、特定保健指導に関する費用や、医療費通知の発行などに関する費用でございます。

款の6、基金積立金につきましては、予算現額1万6,000円、支出済額1万6,000円で、財政調整基金積立金の利子でございます。

款の7、公債費、項の1、広域化等支援基金償還金は、平成28年度に神奈川県から借りた5,000万円を平成30年度から令和4年度までの5年間で、毎年1,000万円ずつ均等償還するもので、4年目の1,000万円を神奈川県に償還したものでございます。

款の8、諸支出金、支出済額234万7,100円。240、241ページを御覧ください。諸支出金につきましては、償還金利子及び割引料で、保険税の還付金及び還付加算金を支払ってございます。

目の1、一般被保険者保険税還付金では、保険者による遡りの喪失手続等により予算に不足が生じたため、予備費から130万9,100円を充用させていただきました。

款の9、予備費につきましては、諸支出金の還付金へ充用いたしました。

次の242、243ページを御覧ください。最下段、歳出合計欄を御覧ください。支出済額11億8,124万2,153円となりました。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

11番 寺 嶋 それでは、幾つか質疑をさせていただきます。まず、滞納といいますか、滞納の関係の収納関係ですけども、今回は保険料未納とかあるんですけどもね、短期保険証の発行と、それから資格証明書、医療費の。これの発行件数。あと、制裁措置としての資格証の、これの考え方ですね。それが1点目。

あとは、7割、5割、2割の軽減世帯の率ということで、これは低所得者といいますか、年収300万以下だと思えるんですけどもね、子供、標準3人世帯で大体年収、ですから300万以下の低所得者の方が軽減受けられるということ

だと思っんですけど。そういうところの世帯、所得の構成をまず2点目伺います。

3点目は、子供の均等割というのは、これはいつから始まったか、ちょっと分からないんですけども、子供の均等割というのは、どういうふうになっているのか、その辺をお伺いします。

町 民 課 長 まず年度末での資格者証の発行は3世帯、短期証の発行は44世帯となっております。1回、2回の未納では短期証とかにはならないんですけども、続けて未納が続いた場合には、短期証等に切り換えております。

あと、納付が全くない場合などは、もう資格者証という形で、10割負担していただいて、保険税が入ったときにその残りの7割を、その場合、大抵は未納の分に振り替えさせていただくんですけども、そういう形で行っております。

軽減の方の所得の分析みたいなのは、ちょっとしてないんですけども。
（「率は分かりますか、世帯全体。」の声あり）（「いいですよ。」の声あり）
すみません。それとですね、子供のですね、軽減につきましては、未就学児に対して均等割が0円という形で、この制度は令和4年度からとなっております。

1 1 番 寺 嶋 1点目の滞納、収納関係はね、これ、短期保険証はたしか前年より何か増えてるようなんですけども、分納という形でね、滞納者が多いのか知りませんが、これ、短期保険証というのは3か月とか6か月とあって、1か月もあるんでしょうけども、短期でね、やるんですけども、そうした場合、これは分納という形も含めた形での保険料収納の、向上のためのことで短期保険証というのは発行されていると思っんですけども。その、そういうことの方、あと実際行われたこと。

あとですね、資格証明書なんですけど、これ、3件あったということなんですけど、資格証明書だったら保険証じゃないですから、仮に急病といいますか、急にお医者さんにかからなきゃいけないとなれば、窓口では保険証じゃないから10割負担、全額負担になっちゃうわけですよ。一時。そうした場合、やっぱりね、これ、保険証がないと医者に行けないわけだから、やっぱり重症化しちゃうおそれがあるので、資格証明書はね、なるべくこれは発行しないように、

制裁措置はね、これはちょっと私はあまりよろしくないと思うんで、これでね、やらないというような方向でね、やっていただきたいと思うんですけども、その考え方を伺います。

あと、子供の均等割の減免なんですけども、4年度からということなので、未就学児が国の財政支援ですね。それでいうことなんですけども、ただ、子供さんといったって、18歳までですか、子供というのは、この定義というのはね。そうした場合、未就学だって、ほんの一部ですよ。ですから、例えばですよ、町が独自に財政支援をして、未就学児からもっと小学校入学前とかね…もっと上げるとか、対象年齢をね。そういうことでの何かお考えというのがありましたら、お聞きをいたします。以上です。

町 民 課 長 まず、短期証につきましては、分納計画に沿って毎月払っていただいている方には、そのままお出し…切換えで、続きをお出しするというような形です。資格者証なんですけれども、言い方は悪いですけども、悪質といいますか、6か月も1年も納めてない人に対して、短期証なり保険証を出すというとはですね、本当にお金が入ってこないままになってしまいますので、一応検討はさせていただきますけれども、その方が分納という形で、少しずつでも定期的に納めていただければ、すぐ短期証という形に切換えさせていただきますので。

それとですね、子供…未就学児だと年齢層が少ないので、もっと引き上げないかという話なんですけども、そちらにつきましては、一応国の制度でやっていますけれども、町独自ということは、ちょっと理事者と相談させていただきたいと思います。

11番 寺 嶋 終わります。

議 長 ほかにございますか。

7番 南 雲 療養費がかなり高額になっているということですけど、この要因をお伺いいたします。

町 民 課 長 1人当たりの療養費というのが少しずつ伸びているんですけども、今までコロナで差し控えていた分が、ちょっと戻ってきたのかなというところがあります。それはごく一部のことなんですけども、全体として高いのはどうしてか

と言われますと、やっぱり皆さん、何かあったときに気軽にかかれる病院があるということで、よいことではないかと捉えております。

議 長 よろしいですか。

7 番 南 雲 今、国民に2人に1人ががんにかかると言われていた時代で、ちょっと教育課のほうになってしまいうんですけれども、がん教育が新要綱で、指導要綱で、新学習指導要綱で位置づけられましたけど、今、学校の現状はいかがでしょうか。

教 育 課 長 資料は頂いております。県もパンフレットとか、そういうのも頂いております。教育課の窓口にも配布したこともございます。授業の中で取り上げておるような状況でございます。特に中学校です。特に中学でのがん教育ということで、取り組んでおります。また、寄中学があったときは、実際にがんになった人をゲストティーチャーとしてお招きしまして、その実情というか、健康であることが大切なんだよということで、ゲストティーチャーを招いて授業をやったこともございます。

7 番 南 雲 すみません、特会でこんなことを質問して申し訳なかったです。本当にリアルな体験というのは、すごく子供にとってもね、大事なことだということで、やはりお子さんが御家庭に帰って、御家族に伝えるということがすごく大事なこととともに、結構聞かれたお子さんは伝えることが多いそうなんです。そうしますと、やはりがんは、早期発見につながるといいますので、ぜひよろしくお願ひいたします。終わります。

議 長 ほかにございますか。

6 番 井 上 財産に関する調書の中でですね、国民健康保険及び国保診療所事業の財政調整基金、年度末、3年度末残高で3億5,000万円というふうな金額があります。歳計剰余金処分で5,000万円を積み立てるということで、歳計剰余金処分を含めた額ではですね、4億になろうかというふうに思います。その内訳ですね、国保診療所分…すみません。国保分と国保診療所分に、この財産に関する調書の3億5,000万円のそれぞれの内訳が分かればですね、お示しいただきたいと思ひます。

町 民 課 長 令和4年度にこの決算の5,000万円を積み立てるほかにですね、広域化支援基金償還金の1,000万円がありますので、実質4,000万円を積み立てるような形となります。それが済んだと仮定しまして、4年度では国保分が3億214万9,076円でございます。診療所分といたしましては8,815万6,026円で、合計でございますね、3億9,030万5,102円でございます。

6 番 井 上 内訳のほうはですね、了解しました。その中で今、国保会計の決算ということで、3億の財政、国保分ですね、財政調整基金があるということです。今後ですね、この財政調整基金をですね、どういうふうな運用をされていくのかということで、保険料等はですね、県のほうに納めてですね、そちらから療養給付費等はですね、町が支払っていくというふうな形になろうかと思えます。様々な医療費が増高しないための施策としてですね、国保ヘルスアップ事業とかですね、特定健康診査等事業費等が掲げられておりますが、今後ですね、どのように財政調整基金の運用を図っていくのかをお伺いをいたします。

町 民 課 長 財政調整基金として3億ございますが、平成30年度に県が運営主体となった制度改革のときにですね、松田町として納める納付金がですね、急増しないように、激変緩和措置というのを受けておまして、例えば平成30年のときに4,200万円、それからだんだんずっと下がってですね、令和14年のときに300万円ぐらい。合計がですね、3億1,564万8,795円、激変緩和を受けておりますので、今後ですね、また県も後期高齢者みたいにですね、県下一律の保険税にできないかということで、今、すぐではないんですけども、調整を始めたところなので、それによってまた保険税が上がったときなどに、この基金から取り崩していきたいと考えてございます。

6 番 井 上 県のほうがですね、保険料を統一して、県の保険料がされたときに、激変緩和措置で3億を頂いているというふうに理解をして、それは返済する必要があるんですか。

町 民 課 長 これは返済する必要はございません。激変緩和ということで、その分、免除されたような形になっております。

6 番 井 上 分かりました。それでは、今後ですね、県で一体化した保険、国保会計の一

体化ということの、いわゆるそういった制度のときにどうしても保険料が上がってしまうということで、そういった部分のですね、保険料の増高に対する激変緩和の調整資金として、現在の国保の財政調整基金を運用したいというふうな考えだというふうに理解しましたが、それでよろしいでしょうか。

町 民 課 長 はい、そのとおりでございます。

6 番 井 上 財政調整基金の運用についてはですね、理解をいたしました。大分、3億という大きい金額ですのでね、適切な今後とも運用を図っていただきたいと思えますので、よろしく願いいたします。終わります。

議 長 ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

質疑なしと認めます。質疑を打ち切ります。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。認定第2号令和3年度松田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり認定されました。

議 長 日程第6「認定第3号令和3年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題とします。

担当課長の細部説明を求めます。

町 民 課 長 松田町国民健康保険診療所事業特別会計について説明させていただきます。

250ページの実質収支に関する調書を御覧ください。1の歳入総額は6,048万7,219円、2の歳出総額は4,795万7,842円、3の歳入歳出差引額は1,252万9,377円でございます。

次に、歳入歳出決算事項別明細書により説明させていただきます。252、253ページを御覧ください。歳出でございます。款の1、診療収入、項の1、外来収入は、国民健康保険、社会保険、後期高齢者医療の各診療報酬、その他収入の合計になりますが、予算現額6,018万1,000円、収入済額3,795万7,895円、前年度より1,115万2,263円、22.7%の減となっております。利用者数は延べ4,113人で、昨年度と比較して年間2,899人、41.3%減少しております。これは、突然辞職した医師の後任者確保に苦慮したため、令和3年8月3日から8月末日までは火曜日のみの足柄上病院の医師による診療となり、9月から10月末までは週5日の診療に戻りましたが、11月から12月までは再び火曜日のみの診療となり、令和4年1月から週4日の診療となりましたため、診療日数が令和2年度の年間229日に対して令和3年度は165日となり、64日減少したためでございます。

款の3、繰入金、項の1、目の1、一般会計繰入金、収入済額170万6,000円につきましては、次の254、255ページにまたがりませんが、診療所会計において会計年度任用職員1名分を支出しておりますが、その職員が寄出張所と兼務であるため、一般会計の寄出張所から職員人件費1名分の一部を繰り入れたものでございます。

款の4、諸収入、項の1、目の1、雑入は、保険診療外となる薬を入れる容器代や、要介護認定の主治医意見書作成に伴う収入でございます。

目の2、弁償金は、新型コロナワクチン誤接種に係る弁償金として、抗体検査の費用及び休業補償の費用の合計47万9,142円でございます。

次の項の2、受託事業収入、目の1、特定健康診査等受託料は、収入済額5万325円で、診療所において特定健康診査を受けた方の受託料で、国民健康保険団体連合会から診療所に支払われるものでございます。

款の5、繰越金は、令和2年度決算の余剰金を繰り越したもので、収入済額1,729万5,377円を繰越いたしました。

款の6、県支出金は、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金として、1週間に100件以上のワクチン接種を一定期間以上実施した場合等に交付され

るものでございます。

最下段、歳入合計欄を御覧ください。収入済額6,048万7,219円でございます。

次の256、257ページを御覧ください。歳出でございます。款の1、総務費、項の1、施設管理費、目の1、一般管理費、支出済額3,244万9,162円、不用額1,392万6,215円の主なものは、報酬や職員手当でございます。右側の備考欄を御覧ください。一般管理経費の主なものは、負担金補助及び交付金の医師派遣負担金、これは足柄上病院の医師派遣に対する負担金、また施設の維持管理費などでございます。令和3年度は紹介会社による医師確保を行ったため、医師紹介業務委託料が発生し、予備費から490万3,377円充用をいたし、紹介会社へ委託料を支払いましたが、雇った医師2名のうち1名が2か月で退職したことと、1名の勤務日数が1年以内に変更となったことに伴う返戻金が173万8,185円あり、歳出還付となりましたため、予備費と委託料に差が生じております。

02、会計年度任用職員給与費は、レセプト事務員1名、窓口受付事務2名、医師1名、看護師1名及び診療所兼出張所職員1名分の報酬等でございますが、歳入で説明しましたとおり、診療日数が令和2年度の229日に対し、令和3年度は165日となり、減少したため、医師等の報酬が減少し、不用額が生じております。

次の258、259ページを御覧ください。目の2、団体負担金、こちらは医師会などの負担金でございます。

款の2、項の1、医業費。支出済額1,509万4,660円、不用額1,092万340円。不用額の主なものは、医薬品代でございます。

目の1、医療用機械器具費では、委託料として、感染廃棄物処理委託料を支出しており、ワクチン接種の注射器等もこちらで廃棄しております。

目の2、医療用消耗品費では、ワクチン接種の際のアルコール消毒綿や使い捨てグローブ等を購入しております。

目の3、医薬品衛生材料費の医薬品代でございますが、診療所の開所日が減少したため、不用額が生じております。

目の4、病理検査費は、血液検査等の検査費用でございます。

次の260、261ページを御覧ください。款の4、項の1、目の1、予備費につきましては、一般管理費の医師紹介業務委託料で、490万3,377円を充用いたしました。

最下段、歳出合計欄を御覧ください。支出済額4,795万7,842円となりました。説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。
質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略し、採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。認定第3号令和3年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり認定されました。

議 長 日程第7「認定第4号令和3年度松田町上水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」を議題とします。

担当課長の細部説明を求めます。

環境上下水道課長 それでは、令和3年度松田町上水道事業会計決算報告を説明いたします。

278ページをお願いします。令和3年度松田町上水道事業報告書から説明いたします。概況(1)総括事項ですが、本文を朗読させていただきます。本町の上水道事業は、給水人口8,852人の住民に対し、良質な水を安心して御利用頂くために、設備管理や改修を行いました。本年度の水道事業経営につきまして、給水収益は新型コロナウイルス感染症対策の水道料金の基本料金減免事業の影響を受け、前年度比14.5%減、営業収益も前年度比13.5%減となり、金額に対して約1,292万円の減収となりました。

また、営業外収益につきましては、新型コロナウイルス感染症対策のため、一般会計からの補助金により、前年度比53.8%増、金額にして約1,151万円増加したことにより、水道事業収益全体では前年度比1.2%の減少で、1億2,564万1,670円となりました。水道事業費用は、コストの縮減、合理化により、前年度比1.6%減の1億1,027万6,541円となりました。

今年度の営業成績を示す当年度経常利益では、前年度比9.5%増の880万1,962円の計上にとどまりました。

資本的支出は、河内地内配水管布設工事など実施し、前年と比較すると支出総額は前年度比52.7%減の3,193万5,925円となりました。

資本的収入が資本的支出額に不足する額2,943万5,925円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額42万8,102円、過年度分損益勘定留保資金2,900万7,823円で補填しました。また、過年度分損益勘定留保資金の残1億2,718万7,105円と当年度分損益勘定留保資金の合計1億8,757万3,341円は、令和4年度以降の資本的支出の補填財源として留保いたします。

次に、下段以降の表でございます。この表は、収益費用の総括表で、事業収入に関する事項並びに右側のページ、事業費に関する事項を区分ごとに金額と割合で表したものでございます。詳細につきましては、収益費用明細書で説明いたします。

282、283ページをお願いします。令和3年度松田町上水道事業収益費用明細書の収入です。款1、水道事業収益、項1、営業収益、目1、給水収益、節、水道使用料につきましては、備考欄のとおりの内訳でございます。なお、令和3年度は新型コロナウイルス感染症対策の一環として水道使用料金の基本料金4か月分を減免しております。この分につきましては、備考欄、下から5つ目の一般会計繰入金より収入しております。

目の3、その他営業収益、節、手数料につきましては、給水装置の中止・開始や給水工事の審査・検査の手数料でございます。節、他会計負担金につきましては、下水道事業会計から下水道使用料徴収事務負担金、一般会計からの消防維持管理負担金197基分でございます。

項2、営業外収益、目2、雑収益、節、他会計負担金、一般会計繰入金につきましては、新型コロナウイルス感染症対策による減免分でございます。一般会計で収入しました新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のうち、上水道事業分を繰り入れたものでございます。

節、その他雑収益につきましては、寄簡易水道事業会計より水道料金徴収事務費並びに施設の維持管理に伴う人件費分の繰入れと、加入負担金27件分でございます。

長期前受金戻入は、会計処理上での収益であり、外部からの現金収入がないものでございます。

284、285ページをお願いします。支出です。款1、水道事業費用、項1、営業費用、目1、原水浄水配水及び給水費では、水道施設関係の経常経費でございます。主な支出としまして、節、委託料の備考欄をお願いします。検針業務委託料につきましては、3名で平均4,337件の検針を行っております。量水器交換委託料につきましては、計量法により8年と定められている使用期限を迎えた量水器650器について交換をしたものでございます。

節、修繕費は、構築物等の修繕費で、中河原水源空気弁修繕、神山配水池立入り防止柵補修、庶子配水池地番内修繕等でございます。

節、動力費は、宮下水源ほか4か所のポンプの動力電気料でございます。

286、287ページをお願いします。目3、総係費につきましては、職員2名の人件費と事務事業費でございます。

節、負担金につきましては、庁舎維持管理、水道料金システム、納付書業務等アウトソーシングに係る負担金でございます。

288、289ページをお願いします。目4、減価償却費、節、有形固定資産減価償却費は建物、構築物、機械装置などの減価償却費を、節、無形固定資産減価償却費は庁舎利用及び水道システムの減価償却費でございます。

目4、資産減耗費、節、固定資産除却費につきましては、3年度中に交換した量水器650器分などでございます。

項2、営業外費用、節、企業利息につきましては、平成4年度から上水道事

業企業債23件分の利子支出でございます。

290、291ページをお願いします。資本的収支明細書でございます。収入です。款1、資本的収入、項以下企業債につきましては、河内地内配水管布設工事に係る上水道事業債でございます。

次に支出です。款1、資本的支出、項1、建設改良費、目1、建設改良費の主なものとしましては、節、給料、技術系職員1名の人件費でございます。

節、工事請負費は、河内地内配水管布設工事、神奈川県にて道路拡幅工事を行った県道72号線、籠場交差点において、歩道内に耐震管を布設したものでございます。

項2、企業債償還金、元金償還金につきましては、平成4年度からの上水道事業企業債19件分の元金の支出でございます。

それでは、272ページにお戻りください。上段の表は、令和3年度議会で承認頂いた令和2年度剰余金処分計算書でございます。

下段の表を御覧ください。令和3年度上水道事業剰余金処分計算書（案）でございます。表の上段は、資本金未処分剰余金のそれぞれ当年度末残高を記載しております。

中段です。議会の議決による処分額としまして、当年度は未処分利益剰余金より減債積立金に当年度純利益の40分の1相当額の20万円を積み立てさせていただきたく、また建設改良積立金に50万円を、さらに未処分利益剰余金に含まれる現金のない金額1,440万5,750円を組み入れ、資本金に組み入れることにより、処分後の残高、繰越利益剰余金を現金の裏づけのある金額とさせていただきたく御提案いたします。

なお、274、275ページに貸借対照表を、292ページ以降に固定資産明細書、企業債明細書、建設工事の概要を添付しておりますので、後ほど御高覧いただければと存じます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略し、採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。認定第4号令和3年度松田町上水道事業会計利益の処分及び決算の認定については、利益の処分の議決と決算の認定について、採決を2回行います。

初めに、利益の処分について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり認定されました。

議 長 日程第8「認定第5号令和3年度松田町寄簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題とします。

担当課長の細部説明を求めます。

環境上下水道課長 令和3年度松田町寄簡易水道事業特別会計歳入歳出決算を説明いたします。

302ページをお開きください。実質収支に関する調書でございます。歳入総額4,651万3,856円、歳出総額4,151万8,774円、歳入歳出差引額は499万5,082円、繰越額はございませんので、実質収支額は499万5,082円でございます。

304ページ、305ページをお願いいたします。歳入です。款1、事業収入、項・目ともに給水収入、節1、水道使用料につきましては、1,344万7,701円でございます。収納率は94.7%でございます。

節2、滞納繰越分26万5,072円、収納率は19.5%でございます。なお、令和3年度は新型コロナウイルス感染症対策として、水道使用料の基本料金を減免

する処理を実施したため、減免する前の本来の水道使用料は1,539万4,646円で、減免した額は194万6,945円でございます。この金額は、一般会計より繰入金として繰り入れております。

款の2、分担金及び負担金、項・目・節ともに負担金につきましては、加入負担金は13ミリ、新規1件、20ミリ、新規1件、合計2件分でございます。消火栓維持管理負担金は、消火栓75基分の維持管理費としまして、一般会計より収入しております。

款3、使用料及び手数料、項・目・節ともに手数料につきましては、給水工事の際の検査・審査手数料及び給水の中止・開始に伴う手数料でございます。

款4、繰入金、項・目・節ともに一般会計繰入金につきましては、長期債元金と利子の償還金、コロナ対策による水道料減免分に充当するものでございます。

款5、繰越金の前年度繰越金は、806万138円でございます。

306、307ページをお願いします。款7、町債につきましては、宮地田代水源送水ポンプ更新工事と弥勒寺水源第1送水ポンプ緊急更新工事に係る起債でございます。

308、309ページをお願いいたします。歳出です。款1、事業費、項・目ともに管理費です。備考欄をお願いします。0101、管理的経費の主な支出としまして、10、需用費のうち光熱水費は水源3か所の取水ポンプ並びに6か所の送水ポンプの電気料、修繕費は漏水5件と施設修理費でございます。12、委託料のうち、水道使用量検針業務委託料は、検針員に対する業務委託でございます。量水器交換委託は、計量法によるメーター器の交換で、当年度は9器交換しております。水質検査委託料は、各水源5か所での水質検査と一般家庭6か所で行う水質検査及び放射性物質水質検査でございます。緊急遮断弁点検委託料は、配水池において毎年点検を行っているものでございます。17、備品購入費は、量水器交換に使用する量水器水道メーターでございます。27、繰出金につきましては、上水道事業会計で納付書の発行や伝票処理などを行っている関係で、人件費相当分を上水道事業会計へ繰り出すものでございます。

0201、会計年度任用職員給与費につきましては、水道施設管理業務従事者報酬、3名分で、業務の内容としましては水道施設点検、残留塩素測定、施設地内の草刈り等でございます。

0103、投資的事業につきましては、310、311ページをお願いいたします。宮地田代水源送水ポンプ更新工事と弥勒寺水源第1送水ポンプ緊急更新工事を行いました。

公債費につきましては、長期債元金22件分、長期債利子26件分でございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

6 番 井 上 1点か、2点かな。お伺いしたいと思います。まず、ページ305ページです、一般会計繰入金ということで、1,708万円の繰入れがありまして、説明によりますと、公債費の元金、利子が1,600万ですか。という部分だというふうに理解、説明を頂きました。平成…令和5年度までにですね、公営企業会計へ簡易水道事業会計が移行をするという国の総務省のですね、方針の中で、簡易水道事業会計を今後どのように考えていくかということで、またそういった繰入金の中で対応できるというのは、令和今度は6年度以降ですね、従前の公債費に係る元利償還金はですね、そのまま一般会計でも対応できるというような説明を前に頂いているかと思いますが、令和6年度以降にですね、行う投資的事業に係る借入分の公債費もですね、同様に今までとですね、従前に一般会計からの繰り出しで対応できるのかどうかについて、お伺いをします。

それとですね、今まで一般質問等で公営企業会計化、簡易水道事業の公営企業会計化についての質問をされてきましたが、それについてはですね、水道事業の運営審議会の中で諮っていくというふうな説明をされております。令和5年度までにということで、あと1年ちょっとしかないという段階の中で、そういう運営審議会の状況がどうであったかについて、お知らせ頂きたいと思えます。

環境上下水道課長 まず、企業会計化された後の繰入れについてなんですが、毎年国のほうから繰入れ基準というのが送られてきております。その中で、簡易水道という名称

のままであれば、今までと変わらないということで、公債費につきましても今までと全く同じように、一般会計から繰り入れることができるというふうにされております。

審議会のほうにつきましては、現在ですね、町の状況、あと審議会の委員さんのほうから、このようなものを出してほしいということで、今、水道のほうは企業会計で、簡易水道のほうは特別会計ということで、なかなか比較が難しいということで、簡易水道関係につきましても、企業会計と同じような表を作って比較をさせてくれということで、まだそのような途中の段階です。こちらからはいろいろな町の状況、メリットだったりデメリットだったりを出して、まだ審議をやっている途中でございます。以上です。

6 番 井 上 回答ありがとうございます。ちょっと確認ですけれども、令和6年度以降ですね、投資的事業の中で、やはり公債費対応をしなければいけないという事業も、簡易水道事業会計という名称であれば従前と同じく、一般会計からの繰入れで借入金に対する元利償還金は一般会計から繰入れができるということだというふうには思いましたが、それでよろしいのかと。もしですね、上水道事業とですね、一体化するという方向になった場合は、当然ですね、その部分については上水道事業会計の中で、そういった会計処理をされるということですので、その部分、簡易水道…旧ですね、旧となった場合には、簡易水道の地域内の事業についてはですね、やはり一般会計じゃなく、上水道事業会計の本来の自主的な経営の中で対応されるというふうな理解でよろしいでしょうか。

環境上下水道課長 はい、そのとおりでございます。

6 番 井 上 ありがとうございます。それでしたらね、やはり今後ですね、令和5年度、4年度も幾らもないんですけども、令和5年度の中でですね、ある程度、移行するに必要なですね、やはり投資的事業というものが、大分配水管等ですね、老朽化している部分があるというふうな話も聞いていますので、そういった部分をですね、今後どのように考えていかれるのか、方針等があればですね、お示し頂きたいと思います。

環境上下水道課長 簡易水道事業につきましては、寄地区に複数の組合水道として始まっており

ます。その組合水道が統合を進めてきたということで、町へ移管されたわけなんです。十分な施設でない部分も多くございます。そういった部分も含めまして、投資的なものというのは残されているわけなんです。今までも町の方針としては、基盤的な、新たなものに関しては一般会計のほうから繰入れを行う。維持管理だったり更新に関しては、会計内で行うという方針は変わりません。なので、会計自体がなかなか簡易水道関係自体があまり裕福じゃないというか、大変な会計でございますので、その辺はできるだけ管などの延命化等を行った上で、使用料の見直し等もこういうような御時世でございますので、町民負担、なかなかできないと思いますので、その辺を考えた上で対応していきたいというふうに考えております。以上です。

6 番 井 上 分かりました。実際にはですね、今後ですね、運営審議会の報告を受けてですね、町のほうが上水道事業会計と簡易水道事業会計、どのようにされるのかということの方針ができるだけ早くですね、やっていかないと、もう残されたのはあと1年とちょっとという期間の中で、町民への周知、例えば町民の負担増とかですね、旧簡易水道地域内の住民の負担増につながる部分もあろうかというふうに思いますので、できるだけそういう方針を早く立てないとはですね、令和6年度からの移行には大変なかなというふうに思いますので、その辺を努力していただきたいということで、質問のほうは終わります。

議 長 ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。認定第5号令和3年

度松田町寄簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり認定されました。

暫時休憩します。休憩中に昼食をとっていただき、午後は1時より再開いたします。 (11時40分)

議 長 休憩を解いて再開いたします。 (13時00分)

日程第9「認定第6号令和3年度松田町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題とします。

担当課長の細部説明を求めます。

環境上下水道課長 令和3年度松田町下水道事業特別会計の歳入歳出決算書を説明いたします。

318ページをお願いします。実質収支に関する調書でございます。歳入総額2億5,518万1,533円、歳出総額2億3,614万2,618円、歳入歳出差引額1,903万8,915円、繰越額はございませんので、実質収支は1,903万8,915円でございます。

320、321ページをお願いします。歳入です。款2、使用料、手数料、項1、使用料、目1、下水道使用料、節1、下水道使用料でございます。備考欄、公共下水道使用料、現年度分1億1,449万1,263円、収納率は97%でございます。節2、滞納繰越分288万9,369円、収納額は64.6%でございます。

項2、手数料、目1、下水道手数料、節、指定工事店等手数料につきましては、指定工事店及び責任技術者の申請手数料でございます。

款3、繰入金の一般会計繰入金につきましては、下水道事業債の元利償還金に充当しております。

款4、繰越金、前年度繰越金につきましては、1,513万5,088円でございます。

322、323ページをお願いします。款5、諸収入です。項・目とも雑入、節1、雑入につきましては、水道企業団の負担金、湯の沢地区公共下水道維持管理負担金でございます。

款2、還付金につきましては、令和2年度に納め過ぎた消費税及び地方消費税が税務署より還付されたものでございます。

款6、町債、目・節とも下水道事業債につきましては、公共下水道事業債と

して資本費平準化債、下水道の元金償還金と減価償却額の差引差額について、資本費の一部を将来に繰り延べる制度でございます。もう1点、特別措置分につきましては、平成17年度までに発行した下水道事業債の公費負担割合が見直された、その差額でございます。酒匂川流域下水道事業債につきましては、建設費負担金の支出のために起債する事業債でございます。

324、325ページをお願いします。歳出です。款1、総務費、項1、下水道総務費、目1、一般管理費です。備考欄で説明いたします。主な支出は、職員1名分の給与費と、委託料、公課費です。節12、委託料のうち、下水道使用料の徴収事務委託料は、上水道と下水道の徴収を一緒に行っているため、下水道分を上水道事業会計へ支出するものでございます。

節26、公課費につきましては、令和3年度に発生した消費税分でございます。

目2、施設管理費、節10、需用費、光熱水費につきましては、流入点4か所における流量計とマンホールポンプ5か所の電気料でございます。

節12、委託料につきましては、施設の保守点検、マンホールポンプの清掃などにかかるものでございます。

326、327ページをお願いいたします。款2、事業費、項・目、下水道事業費です。備考欄の中段、節14、工事請負費では、公共下水道管渠布設工事、こちらは根石橋付近、東名側道でございます。公共下水道維持補修工事につきましては、ロマンス通りでございます。工事請負費の不用額は、公共下水道維持補修工事の対象、マンホールの蓋のがたつきや段差ができるなどが想定しておりましたが、少なかったことによるものでございます。

款3、項・目とも流域下水道です。節18、負担金補助及び交付金の酒匂川流域下水道事業建設費負担金につきましては、酒匂川管理センターの汚水処理施設の建設費に係る負担金でございます。酒匂川流域下水道事業維持管理負担金につきましては、同施設の維持管理に係る負担金でございます。

款4、公債費は、長期債元金104件分、長期債利子125件分でございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略し、採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。認定第6号令和3年度松田町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり認定されました。

議 長 日程第10「認定第7号令和3年度松田町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題とします。

担当課長の細部説明を求めます。

福 祉 課 長 それでは、令和3年度松田町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の説明をさせていただきます。

336ページの実質収支に関する調書をお開きください。読み上げさせていただきます。歳入総額11億3,972万7,974円、歳出総額10億8,829万7,061円、歳入歳出差引額5,143万913円、繰越し等はございませんでしたので、実質収支額は同じく5,143万913円でございます。

今回、余剰金処分として、地方自治法第233条の2の規定により2,000万円を基金へ繰り入れさせていただきたいと存じます。令和4年度予算では基金を3,500万円取り崩し、歳入する予定ですので、それにより令和4年度末に差引基金残高は8,949万7,000円余となる予定でございます。

続きまして、歳入について説明をいたします。1枚おめくりいただきまして、歳入歳出決算事項別明細書338、339ページをお開きください。款の1、保険料でございます。予算現額2億2,332万2,000円、調定額2億3,194万7,654円、収入済額2億3,020万6,184円、不納欠損額117万2,400円、収入未済額56万9,070

円となりました。不納欠損処分は、滞納繰越分のうち24名分となります。死亡3件、転出5件、職権消除1件、時効15件でございます。令和3年度末での65歳以上の第1号被保険者数は3,752人ございました。

項の1、介護保険料、目の1、第1号被保険者保険料のうち、節1、現年分特別徴収保険料は、年金収入が年間18万円以上の方3,414人に対するものでございます。その下、節の2、現年分普通徴収保険料は、年金収入が年間18万未満の方311人に対するもので、収入未済額51万5,060円、14人、62件分、収納率は96.5%でございます。節の3、滞納繰越分普通徴収保険料は、普通徴収に係る未納保険料で、17人、92期分、収納率は29%ございました。

続きまして、款3、国庫支出金でございます。項の1、国庫負担金から次ページにまたがる項の2、国庫補助金につきましては、保険給付費の定められた割合を国の公費負担として収入をしております。

引き続き340、341ページをお願いいたします。款の4、項の1、支払基金交付金は、第2号被保険者の保険料として、保険給付費の27%相当分を収入しております。

款の5、県支出金、項の1、県負担金、項の2、県補助金につきましても、保険給付費等の定められた率により、県の公費負担分として収入をしております。

次のページをお願いいたします。342、343ページでございます。款の6、繰入金、項の1、一般会計繰入金は、町の公費負担分として保険給付費等の定められた割合を、目の1、介護給付費繰入金以下同様に目の2から4につきまして、それぞれの率に基づき、一般会計より繰入れをしたものでございます。

次のページをお願いいたします。344、345ページでございます。下段、款の8、項1、目1、繰越金、前年度令和2年度からの繰越金は6,717万5,000円ございました。

以上、収入済合計額は11億3,972万7,974円となります。

続きまして、歳出について御説明をいたします。348、349ページでございます。款の1、総務費、項1、総務管理費、目の1、一般管理費でございます。

備考欄を御覧ください。01、職員給与費の職員2名分の人件費のほか、02、一般管理経費として町村情報システム共同事業組合システム改修費負担金や、03の庁用車管理経費で、庁用車に関する経費の支出をしております。

1枚おめくりください。350、351ページでございます。項の2、徴収費、目の1、賦課徴収費では、介護保険料を徴収するための経費を支出したほか、項の3、介護認定審査会費、目の1、認定調査等費で、要介護認定訪問調査嘱託員の3名分の雇用に係る経費を支出いたしました。

目の2、認定審査会負担金では、足柄上地区介護認定審査会負担金として、1市5町の介護認定審査に関わる経費を支出しております。昨年の審査会の開催回数は138回で、おととしと同じでございました。松田町分は270件でございます。

1枚おめくりいただきまして、352、353ページをお願いいたします。款の2、保険給付費でございます。支出済額は9億8,243万1,243円、前年度比4.7%の増となりました。令和3年度は第8期介護保険事業計画の1年目に当たります。計画値の給付見込額を0.2%下回る結果となっております。予算計上額との差異は、予備費により対応をいたしました。

項の1、介護サービス等諸費は、要介護者の居宅介護から施設介護などのサービス等と、要支援者を対象とした介護予防サービスを提供いたしました。

項の2、高額介護サービス費は、介護サービスの利用者が世帯単位で所得に応じた限度額を超えた場合に給付されるもので、年間1,413件分を支出しております。

項の4、特定入所者介護サービス費は、施設介護サービス利用者の居住費と食費のうち、低所得者に対し自己負担を低く抑えるように、自己負担と基準額との差異を、差額を補填するものでございます。

次のページをお願いいたします。354、355ページでございます。項の5、高額医療合算介護サービス等費は、世帯単位で医療保険及び介護保険サービスを利用の自己負担限度額を超えた方に対し給付されるもので、95件分を支出しております。

款の3、基金積立金は、利子分を積み立て、令和3年度末基金残高は1億449万7,822円となっております。

款の4、諸支出金、目4、償還金で、介護給付費国庫負担金、地域支援事業の国庫支払基金、県費の各交付金、各事業費補助金等の令和2年度分を精算いたしました。

次のページをお願いいたします。356、357ページでございます。款の5、地域支援事業費でございます。目の1、一般管理費では、01、職員給与費として職員2名分の人件費を、02、一般管理経費では地域包括支援センターシステム賃借料ほか、03、庁用車管理経費では庁用車に関する経費を支出してございます。

1枚おめくりください。358、359ページでございます。目の2、介護予防・生活支援サービス事業費でございます。要支援の方を中心に介護予防サービスを提供するための経費で、備考欄、0101、訪問型、0102、通所型、0103、生活支援サービスなど、高齢者の方々のニーズや身体機能に応じたサービスを提供してまいりました。

目の3、一般介護予防事業費でございます。備考欄、0101、普及啓発事業では、目的別の運動教室を直営事業として実施いたしました。0102、地域介護予防活動支援事業では、介護予防サポーター養成講座や、お休み処新松田などの運営を行いました。

1枚おめくり頂き、360、361ページをお願いいたします。目の4、包括的支援事業・任意事業費でございます。主なものといたしまして、会計年度任用職員として介護予防支援専門員を雇用し、要支援の方々の訪問などを通じ、重症化予防に取り組みました。

362、363ページをお願いいたします。備考欄、上段でございます05、在宅医療・介護連携推進事業費では、足柄上郡内1市5町で在宅医療・介護連携支援センターを運営し、06、生活支援体制整備事業では、生活支援サポーター養成事業など、生活支援体制に関わる人材育成に取り組んでおります。

07、認知症総合支援事業費では、認知症初期集中支援チームに関わる経費や、認知症カフェ、認知症サポーター養成講座など開催する際の経費を支出いたし

ました。

1枚おめくり頂き、364、365ページをお願いいたします。歳出合計、予算現額11億2,681万3,000円に対しまして、支出済額10億8,829万7,061円、不用額3,851万5,939円となりました。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。
ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略し、採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。認定第7号令和3年度松田町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり認定されました。

議 長 日程第11「認定第8号令和3年度松田町用地取得特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題とします。

担当課長の細部説明を求めます。

総 務 課 長 それでは、令和3年度松田町用地取得特別会計歳入歳出決算について御説明いたします。

それでは、372ページをお開きください。実質収支に関する調書により御説明させていただきます。歳入総額につきましては、2,185万209円でございます。歳出総額は2,178万2,112円ですので、歳入歳出差引額は6万8,097円になります。5の実質収支額も同額の6万8,097円になります。

それでは、細部説明をさせていただきますので、374、375ページをお願いいたします。歳入歳出決算事項別明細書により御説明をさせていただきます。ま

ず歳入でございます。款1、繰入金、項・目・節とも一般会計繰入金でございます。予算現額は2,178万2,000円でございます。収入済額は2,178万2,112円でございます。款・項・目とも繰越金で、節1、前年度繰越金は、収入済額6万8,097円でございます。歳入合計につきましては、最下段、お願いいたします。最下段、2,185万8,200円でございます。

恐れ入りますが、次ページの歳出のほうをお願いいたします。款1、項1、公債費、目1、元金、節22、償還金利子及び割引料でございますが、予算現額2,170万円、支出済額は同額の2,170万円です。こちらは町屋地区用地先行取得事業及び籠場地区用地先行事業として購入した際の起債、それぞれ1億2,200万円、5,160万円の元金償還金でございます。

次に目2、利子、節22、償還金利子及び割引料でございます。予算現額8万3,000円、支出済額8万2,112円ございました。町屋地区、籠場地区用地の購入の利子分でございます。

款2、予備費については、支出はございませんでした。

歳出合計につきましては、最下段お願いいたします。最下段、2,178万2,112円でございます。

説明は以上になります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

ございませんか。質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。認定第8号令和3年度松田町用地取得特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり認定されました。

議 長 日程第12「認定第9号令和3年度松田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題とします。

担当課長の細部説明を求めます。

町 民 課 長 それでは説明させていただきます。後期高齢者医療制度は、75歳以上の方と65歳から74歳で一定の障がいがあると認定された方が対象となります。保険料の決定や医療の給付などは、神奈川県後期高齢者医療広域連合にて行っておりますが、申請や相談などの窓口事務や保険料の収納については町が行っております。令和4年3月末の被保険者数は1,969人で、前年度より58人、3.0%の増となっております。

それでは、384ページの実質収支に関する調書を御覧ください。1の歳入総額は1億8,763万1,863円、2の歳出総額は1億8,222万3,688円、3の歳入歳出差引額は540万8,175円でございます。

次に、歳入歳出決算事項別明細書にて説明させていただきます。次の386、387ページを御覧ください。歳入でございます。款の1、項の1、目の1、後期高齢者医療保険料につきましては、収入済額1億5,516万9,501円、収納率は全体で99.85%、前年度比較0.25ポイントの増となっております。なお、現年度分の収納率は99.87%、滞納繰越分の収納率は92.54%でございます。不納欠損額は3万2,030円、時効成立によるものが2件、1名でございます。収入未済額は20万180円でございます。参考としまして、令和4年4月から現在までの滞納繰越分の収納状況につきましては、8月末で18万7,740円を収納しております。今後も引き続き収納率の向上に努めてまいります。

款の2、使用料及び手数料、項の1、手数料、目の1、督促手数料は、1件200円で112件分でございます。

款の3、繰入金、項の1、目の1、一般会計繰入金の収入済額は2,738万9,108円でございます。内訳は、低所得者の保険料軽減分を公費で補填する保険基盤安定制度繰入金、一般事務に係る経費として事務費繰入金、人間ドック補助金及び糖尿病性腎症重症化予防事業に係る経費として事業費繰入金でございます。

款の4、項の1、目の1、繰越金は、令和2年度決算の剰余金を繰り越したもので、471万5,630円でございます。

款の5、諸収入、項の1、延滞金、加算金及び過料の目の1、延滞金は、1件分となっております。

次の388、389ページを御覧ください。項の2、目の1、雑入は、前年度に町が支払った保険料の精算分を還付金として後期高齢者医療広域連合から受け入れたものでございます。

最下段、歳入合計欄を御覧ください。収入済額1億8,763万1,863円でございます。

次の390、391ページを御覧ください。歳出でございます。款の1、総務費につきましては、支出済額37万9,869円で、被保険者証の発行や郵送料など、一般管理的な事務に係る経費でございます。

款の2、後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、支出済額1億8,079万7,530円で、保険基盤安定負担金と被保険者から徴収しました保険料を広域連合へ納付したものでございます。

款の3、諸支出金につきましては、支出済額28万50円、これは過年度の保険料に係る還付金で、年金特別徴収者の転出や死亡に伴う還付金でございます。なお、予算に不足を生じたため、予備費から6万50円を充用させていただきました。

款の4、保健事業費につきましては、支出済額76万6,239円、人間ドックの補助金を1件につき2万円、35件の交付をいたしました。なお、予算に不足を生じたため、予備費から10万円を充用させていただきました。

次の392、393ページを御覧ください。保健事業といたしまして、国保会計でも実施しております糖尿病性腎症重症化予防事業を後期高齢者も併せて実施いたしました。

款の5、予備費につきましては、諸支出金の保険料還付金へ6万50円、保健事業費の人間ドック補助金へ10万円充用いたしました。

最下段、歳出合計欄を御覧ください。支出済額1億8,222万3,688円ござい

ます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。
質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。認定第9号令和3年度松田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり認定されました。

議 長 日程第13「報告第2号健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」を議題とします。

本件は報告事件でありますので、担当課長の報告を求めます。

参事兼政策推進課長 それでは、報告第2号健全化判断比率及び資金不足比率について御報告をさせていただきます。

健全化判断比率及び資金不足比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律が平成21年4月より全面施行され、財政の健全性に関する比率の公表制度が設けられました。その比率に応じて、地方公共団体が早期健全化及び財政の再生に係る行財政上の措置を講ずることを目的とし、4つの財政指標について公表することとなったところでございます。

1つ目にですね、実質赤字比率、2つ目に連結実質赤字比率、3つ目、実質公債費比率、4つ目に将来負担比率の指標と、併せてですね、公営企業会計の資金不足比率の公表が毎年度義務づけられたところでございます。また、財政の健全化に関する法律第3条の規定により、監査委員からですね、この4つの

指標をもとに、その算出根拠となる数値を検証して、計数が適正に算出されているかを確認をし、その結果に対して財政状況の分析、財政健全化の推進の必要性等について、監査委員の審査を受けたところ、適正と認められましたので、議会に報告させていただくものでございます。

それでは、個別の指標について御説明をさせていただきます。1枚おめくりいただき、別紙になります。1つ目に、令和3年度決算に基づく松田町健全化判断比率で、単位はパーセントでございます。

まず、表の左のほうからですね、実質赤字比率でございます。これは一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率でございます。分母のですね、標準財政規模は、自治体が通常水準の行政サービスを提供するために必要となる一般財源をどの程度持っているかを表す指標でございます。町税や譲与税、普通交付税などの合計となります。そして、括弧内の数値でございますが、町の基準では15%を超えるとですね、早期健全化団体となりますが、松田町におきましては赤字ではなく、比率がないというものとされるため、横棒となっているところでございます。

次に、連結実質赤字比率でございます。これは企業会計等まで含めた全会計を対象とした実質赤字の、こちらも標準財政規模に対する赤字の比率でございます。これにつきましても、括弧内の20%を超えるとですね、早期健全化団体となりますが、松田町におきましては横棒で、赤字は算定されていません。

続きまして、3つ目のですね、実質公債費比率でございます。こちらは地方公共団体の一般会計等が負担する公債費及び公債費に準ずるものをですね、こちらも標準財政規模を基本とした額に対する比率を表したもので、分子はおおむね償還の元金、利子となります。いわゆる実質的な公債費に費やした一般財源の額が標準財政規模に占める割合でございます。こちらは過去3年間の平均値を用いてこの比率が括弧内の25%以上の団体につきましても、財政健全化計画の策定が必要となり、35%を超えますと財政再生団体となりますが、松田町におきましては5.7%と、昨年度比0.2%の増となっております。傾向といたしましては、平成30年度の松田小学校空調設備事業債の元金償還が開始したこと、

また臨財債の償還額の増によりですね、単年度の値は減少をしましたが、3年間の平均となっておりますので、ここは微増となったところでございます。

ちなみに、令和3年度の上郡内の状況でございますが、中井町が0.9%、大井町は、これはマイナスの表示となりますので、マイナスの2.7%というふうになります。山北町さんが8.8%、開成町さんが5.1%と、今現在公表されていないので聞いているところでございます。

次に、4つ目の将来負担比率でございます。こちらはストック指標で、ある時点における借金の額を捉えようとした指標で、普通会計が将来負担すべき負債の標準財政規模に占める割合となります。公営企業も含め、地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に占める割合を表したものでございます。括弧内の350%を超えますと、財政健全化計画の策定が必要となりますが、松田町におきましては33.9%となっております。こちらはですね、昨年度比15.3%の減となっております。主な減少の理由につきましては、財政調整基金の積立てによる充当可能基金の増加及び普通交付税の増による標準財政規模の増加が挙げられるところでございます。

近隣のデータといたしましては、こちらは聞いたところでございます。中井町、大井町さんにつきましては充当可能財源が将来負担を超えているため、数値はございません。また、山北町さんにつきましては25%、開成町さんにつきましては23.8%と聞いているところでございます。

続きまして、2つ目になりますが、令和3年度決算に基づく松田町公営企業の資金不足比率でございます。御覧のとおり、松田町の下水道事業特別会計、簡易水道事業特別会計、上水道事業会計の資金不足はございませんので、こちらは横棒となっております。

令和3年度状況におきましては、いずれの会計においても資金不足がない状況でございます。松田町においてはですね、過去に資金不足が生じた会計はないため、短期的な資金不足がある会計は今のところないという状況になってございます。

それでは、裏面ですね、最終ページになります。参考資料でございます。

こちらは7月の28日付です、提出されました財政健全化法の規定により監査委員の審査に付し、その審査意見書を添付させていただきました。審査の結果につきましては、健全化判断比率及びその算出の基礎となる事項を記載した書類について、いずれも適正に作成されていると認められましたので、ここに報告をさせていただきます。

以上で説明及び報告を終わりにさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

議 長 担当課長の報告が終わりました。これより質疑に入ります。
質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で報告を終わります。

議 長 日程第14「報告第3号有限会社みやまの里の経営状況について」を議題とします。

本件も報告事件でありますので、担当課長の報告を求めます。

観光経済課長 それでは、報告第3号有限会社みやまの里の経営状況について報告をさせていただきます。

1枚おめくりいただきまして、1ページ目をお願いいたします。有限会社みやまの里の概要につきまして記載をさせていただきます。番号の3を見ていただきますと、同社、平成8年4月1日に成立をされております。

4番で、資本金については50万でございます。町長ほか14名の方が出資者となっております。町は資本金の60%、半分を超える100株中の60株ということで、300万円の出資をさせていただきます。

6番、役員につきましては、代表取締役、大館一郎さんほか3名の方となっております。

7番、役員、社員の給与等は、以下に記載されておりますので、後ほど御高覧ください。

おめくりいただきまして、2ページ目を御覧ください。こちらにつきましては、同社の総会資料でございます。令和3年度の事業報告書に基づきまして、

主な事業を報告させていただきます。4月1日に施設利用者の抽選会から始まりまして、みやま運動広場、管理センター、テニスコートの草刈り、清掃など、維持管理を定期的に行っております。5月29日の第25期通常総会をはじめ、社員会議並びに報告会につきましては、コロナ禍となってから最少とし、業務報告や事業進行管理を行っていただいております。昨年につきです、新型コロナの感染症の影響として、例年御協力頂いております5月の若葉まつり、こちらが中止となりましたが、令和4年の1月にはですね、ロウバイまつりを開催し、大勢の方の来園を頂いております。

続きまして、横の3ページを御覧ください。令和3年度におけます各種施設の利用人数であります。それぞれの施設につきまして、月別の利用回数、利用人数、また一番下のほうの下段ですね、年間の合計数で、ちょっと枠下で、また最下段には前年度の実績、こちらを記載しております。令和2年度と3年度の比較をいたしますと、利用者においては、管理センターが14%、グラウンドで73%、テニスコート13%、全ての施設において令和2年度よりは増加の傾向とはなっております。ただし、コロナ前と比較をいたしますと、特にですね、管理センター、宿泊の件でございますが、大変厳しい結果となっております。要因としては、コロナの感染の拡大によりですね、団体の施設利用や宿泊予定がキャンセルされてしまったということが大きいと分析をされております。ただ、テニスコートだけはですね、昨年に引き続き好調というか、増加傾向にございます。

おめくりいただきまして、4ページ目を御覧ください。損益計算書になります。初めに、左上のほうからですね、売上高です。寄自然休養村管理センターの利用料金、こちらについては117万5,902円、グラウンド、テニスコート等で242万4,638円の収入がありまして、売上の総利益としましては、360万540円、これが合計金額となっております。前年度との比較で、全体的に増えた部分もありますよということの中では、114万3,720円、これが増となっております。

次に、販売費及び一般管理費でございます。445万7,794円で、こちらについては右側の5ページ目、こちらにですね、その内訳が記載されております。役

員の報酬から保険料まで、それぞれの費目ごとに支出した経費となっております。

4ページにお戻りいただきまして、売上総利益から販売費及び一般管理費を除きました営業利益、こちらは利益というか、マイナスになっておりますけれども、85万7,250円のマイナスとなりました。また、営業外収益としましては、受取利息、雑収入、町の委託金、町の委託金としては指定管理委託料になりますけれども、これを合算いたしますと、営業外の収益として合計81万134円となっております。

この結果、経常利益としては差引きマイナス4万7,120円となっております。したがって、経常利益マイナスとですね、法人税を合算したマイナス11万7,137円、これが当期の純利益ということになります。

令和2年度の当期純利益から落ち込んだものに関しては、この国の、前年度はですね、国の持続化給付金等がありました。こういったものが令和3年度にはなかった部分が大きい状況でございます。

いずれにいたしましても、コロナ禍前と比較すると、売上状況が厳しいということをお願いいたします。

1枚おめくりいただきまして、6ページを御覧ください。貸借対照表でございます。左が資産の部、右が負債の部で御説明をさせていただきます。資産の部の流動資産666万8,348円につきましては、記載のとおり現金と預金で、またあと未収金として5万7,140円、これの合計でございます。左側の最下段、資産の部の合計につきましては、666万8,348円となります。

次に、右側の負債の部でございます。流動負債として27万9,616円になります。内訳は、未払金、預かり金、未払法人税等となり、負債の部の合計で27万9,616円になります。

続きまして、下段の純資産の部の株主資本638万8,732円につきましては、下段の資本金500万円ですね、と利益剰余金を合算した金額となっております。

右側の7ページの監査報告書を御覧ください。監査につきましては、令和4年5月18日に実施されました。事業報告書、損益計算書、貸借対照表等と会計

帳簿を照合し、適正に処理された旨、鍵和田毅志監査役から御報告を頂いております。

おめくりいただきまして、8ページ目をお願いいたします。令和4年度、本年度の事業計画となります。寄地区の発展の一環として、自然休養村管理センターをはじめとする各施設の管理運営及び観光案内等を通じ、利用者の拡大とサービスの向上に努め、感染症対策に配慮しつつ、効率的な事業運営を展開していくことと計画をされております。

なお、指定管理期間については、平成30年度の4月からいただき、5か年でございますので、本年度末、令和5年3月31日までとなります。

続きまして9ページ目でございますが、令和4年度の予算となります。前年度予算と今年度予算の比較の計算となっております。令和4年度の予算額は574万9,000円でございます。主な予算額の変更といたしましては、先ほどコロナ禍による利用者の減少の状況、こういったものを加味しまして、中でも少し好調に推移しているものというのは増やしたいと、こういうことでの整理をされているところでございます。

以上でみやまの里の経営状況についての報告とさせていただきます。御審議のほどお願いいたします。

議 長 担当課長の報告が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

特にございませんか。質疑なしと認めます。以上で報告を終わります。

議 長 日程第15「委員会の閉会中の継続審査申出書」を議題といたします。

申出書は、総務文教常任委員会委員長、産業厚生常任委員会委員長、議会広報広聴常任委員会委員長、議会運営委員会委員長より、所管事務ほかについて、会議規則第74条の規定により、お手元に配付のとおり提出されております。

最初に、総務文教常任委員会委員長からの申出書についてお諮りいたします。委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、委員長からの申出書のとおり閉会中の継続審査とすることに決定しました。

次に、産業厚生常任委員会委員長からの申出書についてお諮りします。委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、委員長からの申出書のとおり閉会中の継続審査とすることに決定しました。

次に、議会広報広聴常任委員会委員長からの申出書についてお諮りいたします。委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、委員長からの申出書のとおり閉会中の継続審査とすることに決定しました。

次に、議会運営委員会委員長からの申出書についてお諮りいたします。委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、委員長からの申出書のとおり閉会中の継続審査とすることに決定しました。

議長 日程第16「議員派遣について」を議題といたします。

この件につきましては、議会閉会中の調査活動等について、今後の計画について、お手元に配付のとおり派遣することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。議会閉会中の調査活動等に議員を派遣することに決定いたしました。なお、日程、派遣議員に変更等が生じた場合には、議長に一任をお願いします。

議長 以上で本定例会に付議されました案件の全ての審議が終了しました。これを

もって本定例会は閉会といたします。慎重なる御審議、ありがとうございました。7日間にわたり、御苦勞さまでした。なお、2時5分より議会全員協議会を開催しますので、大会議室にお集まりください。 (13時52分)

この議事録は事務局が作成したものであるが、その正確なることを証するために署名いたします。

令和 年 月 日

松田町議会議長 飯田 一

署名議員 5 番 田代 実

署名議員 6 番 井上 栄一